

## 第39回安城市福祉まつり実施計画について

- 1 名 称 「第39回安城市福祉まつり」
- 2 趣 旨 福祉まつりを開催することにより、人と人とのふれあいを通して市民の福祉に対する理解を深めるとともに、市民参加による福祉のまちづくりの契機とする。
- 3 テ ー マ 「みんなで創ろう ふくしのまち」
- 4 期 日 令和4年10月2日（日）午前9時から午後3時まで
- 5 会 場 安城市総合福祉センター・安城市社会福祉会館
- 6 主 催 安城市福祉まつり実行委員会
- 7 後 援 安城市・安城市教育委員会・安城市社会福祉協議会
- 8 企画運営
  - (1) 実行委員会 福祉まつり実行委員会名簿に記載してある団体の代表者各1名をもって構成し、企画・運営の方針を決定する。
  - (2) 企画部会 参加・協力団体からの協力者及び事務局担当で構成する。全体の企画・運営を行う。
  - (3) 部門別説明会 参加団体の希望内容によって、チャリティーバザー、展示、体験の3班に分ける。各参加団体の実務担当者が、各コーナーの企画・運営を行う。
- 9 企画内容
  - (1) 各コーナーの企画は、テーマにふさわしい内容とする。また、チャリティーバザーは屋外、総合福祉センター多目的ホール（2階）、社会福祉会館会議室（3階）で行う。
  - (2) 会場の割り振りにあたっては、会場内の流れが滞らないように配慮する。
  - (3) チャリティーバザーは、主として福祉充実のために行う。チャリティーバザーによる収益の使途と趣旨を広報する。各参加団体が市民とのふれあいのために行うバザーについては、「ふれあいマーケット」にて行う。バザーへの応募は、安城市内の団体に限る。参加費は徴収しない。  
「チャリティーバザー」及び「ふれあいマーケットでのバザー」の両方に参加することはできない。

- (4) 「市内障害者福祉施設」及び「製品の市民へのPR」及び「ふれあいを意識したコーナー」の運営に配慮する。
- (5) 作品展示場所は、基本的には各階の廊下壁面とする。
- (6) スタンプラリーを行う。

#### 10 事務局

- (1) 事務局は安城市社会福祉会館に置き、社会福祉協議会の職員がこれを行う。
- (2) 事務局は事務及び連絡調整を行う。

注) チャリティーバザーとは、収益金を福祉充実のために活用するものをいう。必要な機材や、経費等は福祉まつり実行委員会の負担とします。  
ふれあいマーケットでのバザーとは、収益金を団体の活動費として活用するものをいう。福祉まつり実行委員会は場所の提供のみ行い、その他はすべて各団体が行う。

※コロナ感染症の状況により、別途実施可否判断や変更となることがあります。

(下線部のある所は、変更になる可能性があります。)